

西東京市剣友会規約

第1条（名称）

本会は西東京市剣友会と称し、西東京剣道連盟ならびに NPO 法人西東京市体育協会に属し、事務局を西東京市内に置く。

第2条（目的）

本会は剣道の普及、発展のため青少年への剣道指導、および会員相互の剣道稽古を行い、相互の親睦融和を図り、心身の鍛錬を行うことを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 1) 青少年への剣道指導
- 2) 会員相互の剣道稽古
- 3) 試合、大会の実施
- 4) その他本会目的に必要なと認められる事項

第4条（会員）

本会は西東京市に在住、在勤、在学する者、または前記以外の者でも会則に従って本会の目的を遂行することを志し、入会を希望する者にて組織する。但し、会員は「スポーツ安全保険」に加入する。

第5条（役員および組織）

本会は運営にあたり次の役員、および組織を置く。

会長 1 名

副会長 若干名

理事長 1 名

副理事長 若干名

事務局名 1 名	事務局次長若干名	常任理事若干名	師範 2 名
会計 2 名	会計補佐 1 名	理事若干名	対外試合部長 1 名
事業部長 1 名	少年指導部長 1 名	監事 2 名	保護者会

第 6 条（役員を選出）

- 1) 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、事務局長、次長、会計、皆生補佐、監事、は総会において選出する。
- 2) 事業部長、少年指導部長、対外試合部長は理事会において諮った上で会長が委嘱する。
- 3) 師範は会長が委嘱する。
- 4) 名誉師範、名誉会長、顧問については必要に応じて、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第 7 条（役員の任務）

役員の仕事は次のとおりとする。

役職	任 務・役 割
会長	本会を代表し、本会を統括する。
副会長	会長を補佐し、必要に応じて会長の代理を行う
理事長	理事会を代表し、本会の活動全般についての企画、立案、実施を統括する
副理事長	理事長を補佐し、必要に応じて理事長の代理を行う
常任理事	常任理事の構成員として、本会の活動全般についての企画、立案、実施などの実務を担当する
理事	理事会の構成員として、常任理事と共に本会の活動全般についての企画、立案実施などの実務を担当する
事務局長	本会の活動に必要な事務業務を統括する

事務局次長	事務局長の補佐を行う
会計	本会の会計及び事務を行うとともに、事務局長を補佐し本会の事務業務を行う
監事	本会の会計及び業務を監査する。
事業部長	本会が行う事業に関する実務を担当する（対象となる事業：大会、級審査、合宿、レクリエーション事業）
少年指導部長	本会が行う少年への剣道指導について。各稽古場所の指導責任者との協議を行い、指導内容を統括する。また、本会を代表して出場する少年大会の選手・監督の選出を行う。
対外試合部長	一般を対象とする大会の選手・監督の選出と少年を含む参加申請業務を行う
師範	本会の剣道稽古における指導を行う
保護者会	会が行う少年指導、および育成に目的のために行う活動を支援する

第8条（任務）

役員の仕事は2年間とする。任期が満了しても後任者が就任するまでは、その業務を行う。

2. 役員が止むを得ず任意途中で辞任する場合は、理事会の承認を得るものとし、後任者の選出については総会において選出する。但し、事務業務に支障が生じる場合、第11条により常任理事会または理事会を開催し、臨時の後任者を選出または、役職の兼務、代行、交代を決定する。その場合の任期は辞任する役員の仕事とし、総会の承認を得るものとする。

第9条（総会）

総会は会長が招集し、毎年4月に開催する。議長は理事長が行い、議決は出席者の過半数でこれを決する。また、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第10条（総会の決議事項）

総会は規約の改廃、予算および決算、事業計画、役印の選出、その他重要事項を議決する。

第 11 条（常任理事会・理事会）

常任理事会・理事会は本会事業の執行機関であり、必要に応じ理事長が招集し、議長は理事長が行い、開催する。

2. 常任理事会・理事会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第 12 条（会費、入会金、運営費）

本会の会費、および入会金は別途定めるところによる。

2. 本会の運営費は別途定める期間特別会計として処理し、第 14 条補足で取り決める事項によるものとする。

第 13 条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終了する。

第 14 条（補足）

本規約の各条項の改変または本規約に定めない事項及び疑義の生じた事項については、その都度必要に応じて常任理事会または理事会を招集して解決にあたるものとする。但し、その手続きは第 9 条ならびに第 10 条のとおりとする。

2. 本規約は平成 13 年 4 月 1 日から執行する。

実施時期 平成 13 年 4 月 1 日

一部改定 平成 20 年 4 月 13 日

一部改正 平成 22 年 4 月 25 日

一部改定 平成 27 年 4 月 26 日